

神戸市内企業住宅手当等支援補助金運営業務委託 制度概要

1. 補助対象従業員

交付対象となる者は、次の要件をすべて満たすものであること

①神戸市内に在住する者

(北・長田・須磨・垂水・西の5区、東灘・灘・中央・兵庫の4区の一部在住者には加算)

(持家、公営(公社)借家、給与住宅(社宅・寮)に居住する者は除く)

②正社員かつ就職後3年以内の者

③30歳未満の者

2. 補助対象事業者

補助事業の対象となる事業者は、次に該当する者であること

①神戸市内に登録簿上の本店を有する中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者(法人及び個人)及び市が別途指定する中堅企業

②補助対象従業員に住宅手当(民営借家の家賃補助)を支給している、または宿舍として民営借家を借り上げている

3. 補助対象期間

令和6年4月～令和6年12月

4. 補助対象経費

補助事業の対象となる経費は、以下における費用となります

①補助対象事業者が補助対象従業員に補助対象期間中に支給を完了した住宅手当の額

②補助対象事業者が補助対象従業員の宿舍として借り上げる居室にかかる費用で、補助対象事業者が負担する賃借料の額(共益費・管理費等は除く)。

5. 補助金額

(1) 東灘区・灘区・中央区・兵庫区(1部のエリアを除く)に居住の場合

①手当支給の場合

企業が従業員に支給する住宅手当の月額 $\frac{1}{2}$ (月額上限10,000円)

②民営借家を企業が借り上げている場合

企業が負担する家賃月額(共益費等は除く)から従業員負担月額を控除した額の $\frac{1}{2}$ (月額上限10,000円)

(2) 北区・長田区・須磨区・垂水区・西区、又は東灘区・灘区・中央区・兵庫区のうち指定した小学校区に居住の場合

① 手当支給の場合

企業が従業員に支給する住宅手当の月額 $\frac{2}{3}$ （月額上限 14,000 円）

② 民営借家を企業が借り上げている場合

企業が負担する家賃月額（共益費等は除く）から従業員負担月額を控除した額の $\frac{2}{3}$ （月額上限 14,000 円）

6. 申請について

(1) 申請はオンライン申請により行う。

(2) 申請者(事業者)は、以下の情報を市長に申請することとする。

- ① 法人名、所在地等の申請者情報
- ② 対象とする従業員の雇用情報
- ③ 対象とする従業員の年齢・居住情報
- ④ 賃貸借物件に係る情報等
- ⑤ 対象とする従業員への住居手当等の支給情報
- ⑥ 振込先情報
- ⑦ 担当者名及び連絡先
- ⑧ その他、市長が必要と認める情報

(3) 申請を行うに当たっては、次に掲げる書類等のデータ又は写しを提出することとする。

- ① 中小企業等の実在及び売上等が確認できる資料（確定申告書、法人事業概況説明書、売上台帳の写し等）
- ② 対象従業員の雇用契約書（又は雇入れ通知書）の写し
- ③ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ④ 官公署が発行した対象従業員の生年月日及び住所が確認できる書類（住民票、運転免許証等）の写し
- ⑤ 賃貸借契約等の存在を証する書類
- ⑥ 手当等の支給根拠となる就業規則、社内規程等の写し
- ⑦ 通帳等、振込先口座及び口座名義人が確認できる書類
- ⑧ 市税に関する納税証明書
- ⑨ 宣誓事項を誓約した様式
- ⑩ その他、市長が必要と認める書類

(4) 申請者(事業者)は、以下の情報を市長に実績報告することとする。

- ① 対象とする従業員情報
- ② 対象とする従業員への住居手当等の支給情報
- ③ その他、市長が必要と認める情報

(5) 実績報告を行うに当たっては、次に掲げる書類等のデータ又は写しを提出することとする。

- ① 手当等の支給実績確認のための賃金台帳・給与明細書等

7. 不正受給等への対応

(1) 申請者の申請が交付要件を満たさないこと又は不交付要件に該当することが疑われる場合は、市長は、委託事業者を通じ以下の対応を行う。

- ① 審査を行い不審な点がみられる場合その他の市長が必要と認める場合において、市長は必要な調査を行うことができる。この場合において、申請者等の関係者に対する、関係書類の提出指導、電話等により事情聴取等を行う。これらの検査等を行うときは、委託事業者において行うことを原則とする。これらの調査を行った後、市長が当該関係者に対する対処を決定する。なお、既に交付した補助金について調査を行う場合も同様とする。
- ② 調査の結果、申請者の申請が要件を満たさないこと又は不交付要件に該当することが判明した場合には、市長は交付の決定の取消しを行うとともに、当該申請者に対し、期限を定めて、交付金の返還を求めるため、委託事業者に対し当該通知を行うよう指示する。

(2) 補助金の不正受給に該当することが判明した場合は、市長は、委託事業者を通じ前項の対応に加え、以下の対応を行う。

- ① 市長は申請者に対し、補助金規則第 21 条に定める方法により算定した加算金及び遅延利息の市への納付を求めるため委託事業者に対し当該通知を行うよう指示する。なお、加算金及び遅延利息に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- ② 不正受給が発覚した場合には、市長は原則として申請者の公表を行う。
- ③ 市長は、不正の内容により、不正に給付金を受給した申請者を告訴又は告発する。

令和6年度 神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金 【利用の手引き】

■エントリーシートの提出先及び提出期限

神戸市 経済観光局 商業流通課* 令和6年3月13日（水）必着

(*以下、「当課」という。)

本補助金を利用する場合は、必ずエントリーシートを提出してください。

■問い合わせ窓口等の変更

当課所管の補助金事業に関する書類審査や問い合わせ窓口業務等を民間事業者
に委託する予定です。委託事業者が決まり次第、各種書類の提出先や連絡先等
の詳細をお知らせします。

(お知らせは4月下旬、業務委託開始は6月中旬を予定)

「利用の手引き」は、補助事業を適切に実施していただくための
ポイントを記したものです。関係者の皆様は必ずご一読ください。

[目 次]

1	事業実施にあたって	1
2	補助率・補助限度額	2
3	補助対象団体	2
4	補助対象施設	3
5	補助対象事業	3
6	補助対象経費	4
7	補助対象事業期間	4
8	補助金交付までの流れ	5
9	エントリーシート の提出	6
10	交付申請手続き	6
11	補助事業の実施	10
12	交付決定後、補助事業を変更（延長）・中止する場合	10
13	実績報告	11
14	記入例等	15
	・補助金交付申請書（様式第1号）	15
	・事業実施団体概要調書（様式第1号の2）	17
	・事業収支予算書（様式第1号の3）	18
	・総会又は理事会の議事録の記載例	19
	・防犯カメラ等運用規程（例）	20
	・補助事業実績報告書（様式第9号）	22
	・事業収支決算書（様式第9号の2）	23
	・補助金受領委任状（様式第12号）	24
	【参考】 道路占用許可申請方法	25

1 事業実施にあたって

1. 補助金の趣旨

商店街・小売市場における安全・安心、利便性、魅力等の向上及び地域コミュニティの活性化を図るため、商店街・小売市場が保有する共同施設について、改修費等の一部を補助するものです。

2. 補助金規則・要綱の確認

本補助事業は、神戸市補助金等の交付に関する規則（以下、「補助金規則」という。）及び神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に則って適正に実施する必要がありますので、補助金規則・要綱を十分に確認してください。補助金規則・要綱については、市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a92777/business/sangyoshinko/shokogyo/shop/index.html>

(ホーム > 事業者の方へ > 産業振興 > 商工業 > 神戸市の商店街・小売市場の振興施策 > 2024年度 商店街・小売市場共同施設建設等補助金)



3. 不正・不当な行為に対する処分

不正・不当な行為に関しては、補助金規則又は要綱に以下のような処分が定められていますのでご注意ください。

- ・ 交付決定等の取消
- ・ 本補助金の返還
- ・ 加算金及び延滞金の支払い
- ・ 本補助金及び他の補助金の一時停止等

4. 会計処理

本補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿類（見積書・発注書・納品・請求書・領収書等）は補助事業終了後も適正に保管する必要があります。保管期間は、本補助事業を完了した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日まで）の翌年度から5年間です。

5. 資産台帳の作成

本補助事業により財産を取得した場合、又は効用を増加させた場合は、資産台帳を作成し、その処分制限期間内は保管してください。

6. 財産処分の制限

本補助事業により取得した財産は、処分制限期間*が設けられており、処分制限期間が経過するまでは、処分することはできません。財産処分の制限期間内に補助金の目的に反して利用、譲渡、取壊し、廃棄等の処分を行う場合は、財産処分承認申請書（様式13）を提出し、事前に承認を得た上で、補助金を返還しなければなりません。

財産処分制限期間* (主なもの)

種別	構造等	財産処分制限期間
立体駐車場	鉄骨造、鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造	19～38年 (構造により異なる)
建物付属設備	電気設備・照明設備	15年
	冷暖房設備	13年
	ボイラー設備	15年
アーケード	主に金属製	15年
カラー舗装	ブロック敷、れんが敷、石敷、 アスファルト舗装	10・15年 (仕様により異なる)
街路灯	金属製	10年
アーチ	金属製、照明付き	18年
防犯カメラ		6年

2 補助率・補助限度額

補助率	【新設、改修等の場合】 補助対象経費から国、兵庫県等の助成金等を控除した額に 対し、3分の1以内
	【撤去の場合】 補助対象経費の3分の1以内
補助限度額	【新設、改修等の場合】 600万円
	【撤去の場合】 700万円

千円未満の端数は切り捨てです。

上述の補助率、補助限度額により予算の範囲内で交付決定額を調整します。

3 補助対象団体

当課の補助対象団体として登録されている商店街・小売市場の団体

4 補助対象施設

補助対象団体の保有する財産のうち、公共性が認められる以下の施設

アーチ、アーケード、街路灯、冷暖房設備、会館、集会室、駐輪駐車場（来街者の利用に供するもの）、カラー舗装、広場、小公園、休憩施設、緑化施設（街路樹、花壇等）、利便施設（インフォメーション、物品預り所、共同トイレ等）、ストリートファニチャー（シンボル、モニュメント、彫刻、噴水等）、その他コミュニティ施設、防犯カメラシステム、消防用設備、その他市長が認める施設

【補助対象外の施設】

- ・補助対象団体関係者や一部の店舗利用者のみが利用する施設
- ・アーケードや街路灯のLED化工事のうち、単なる電球の交換に要する経費
※新規にLED化を図るものを除く
- ・広告看板等

5 補助対象事業

補助対象施設の新設、改修、撤去等を行う事業で、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 1 工事の総事業費（消費税を除く）が 100 万円以上（撤去は 50 万円以上）であるもの
- (2) 補助申請をした年度内に事業を終える（補助対象経費の最終支払まで終える）もの
- (3) 公道上にある共同施設を整備する場合は、道路管理者の承認を受けたもの
- (4) 共同施設の設置場所において、補助対象団体とは異なる者が一部又は全部の所有権を有している土地の上又は建物内である場合は、当該土地又は建物の所有者の承認を得ていること
- (5) 共同施設を撤去する場合は、当該施設が「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産に関する通達等」に定める次の財産の処分制限期間を経過したもの。
 - ・補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間
（昭和 53 年 8 月 5 日通商産業省告示第 360 号）
 - ・補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限する期間
（令和 5 年 4 月 26 日経済産業省告示第 64 号）

6 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施経費のうち、交付決定日から最終支払予定年月日までに支出した経費に限られます。

【補助対象外経費】

- (1) 交付決定日前に着手した事業に要する経費
- (2) 広告看板等の施設に要する経費
- (3) 電話配管等に要する経費
- (4) 土地の取得・造成・賃借・補償等に要する経費
- (5) 建築物の取得・賃借・補償等に要する経費
- (6) 工作物の賃借・補償等に要する経費
- (7) 備品
- (8) 各種手数料 ※行政機関の許認可に係る手数料及びその代行手続き費用は補助対象
- (9) 当該施設の整備目的、機能に関係が認められないものに要する経費
- (10) 消費税（地方消費税を含む）
- (11) 諸経費（一般管理費・現場管理費）に含まれる上記(1)～(10)の経費
- (12) 本市の他の補助金を受ける事業

ポイント

交付決定日より前に支出（契約・発注を含む）した経費や、最終支払予定年月日を過ぎて支出した経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

7 補助対象事業期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

8 補助金交付までの流れ



! 提出書類は、記載内容の修正等が必要な場合がありますので、**余裕をもって**提出してください

9 エントリーシートの提出

令和6年3月13日(水) (必着) までに、以下の書類を当課までFAXもしくはE-mailで提出してください。

〔提出物〕

- (1) 令和6年度「商店街・小売市場共同施設建設等補助事業」エントリーシート
- (2) 経費の内訳が分かる見積書

〔提出先〕

神戸市 経済観光局 商業流通課

FAX 078-984-0345

E-mail : shogyo@office.city.kobe.lg.jp

〔留意事項〕

- ・令和6年度の補助対象事業は「1団体1事業」に限定します。
- ・兵庫県及び神戸市の補助上限額は、提出された見積書を基に決定します。
- ・補助上限額は4月下旬に通知する予定です。

10 交付申請手続き

工事契約予定日（補助事業の着手予定日）の30日前までに、補助金交付申請書（様式第1号）（P15参照）に以下の書類を添付して提出してください。

※書類は、原則としてA4又はA3サイズに統一してください。

受領後、資料をスキャンするのでホッチキス留めは不要です。

〔提出物〕

- (1) 事業実施団体概要調書（様式第1号の2）
- (2) 構成員名簿
- (3) 定款又はこれに準ずる規約、会則
- (4) 事業収支予算書（様式第1号の3）
- (5) 直近2期分の決算関係書類（写）
- (6) 事業の実施に係る総会又は理事会の議事録（写）
- (7) 3者以上の工事見積書（写）
- (8) 計画図面及び施設等配置図
- (9) 共同施設等の概要が分かる仕様書・カタログ等
- (10) 事業実施前の現況写真
- (11) 既存施設の道路占用許可書（写）又はそれに相当する書類
※共同施設の新設以外の場合

- (12) 土地・建物所有者の使用承諾書
※共同施設等を設置等しようとする土地・建物が補助対象団体と異なる場合
- (13) 防犯カメラの管理・運用方法を定めた規約
※防犯カメラを設置する場合のみ
- (14) 取得財産の処分制限期間を満了していることが分かるもの
※市の補助金の交付を受けて整備した共同施設を撤去する場合のみ
- (15) 通帳（写）
- (16) その他市長が必要と認める書類

[提出先]
委託事業者

(提出書類の補足)

(6) 事業の実施に係る総会又は理事会の議事録（写）

- 開催日時、開催場所、理事総数、出席理事、議題（対象事業の実施と工事業者の選定について）を記入してください。
- 工事業者の選定にあたっては、各会社名及び見積金額を記載してください。
- 工事業者を選定したことが承認されたことを記載してください。
- 原則、出席理事全員の署名又は記名押印をしてください。
- ☆P19「総会又は理事会の議事録の記載例」を参照してください。

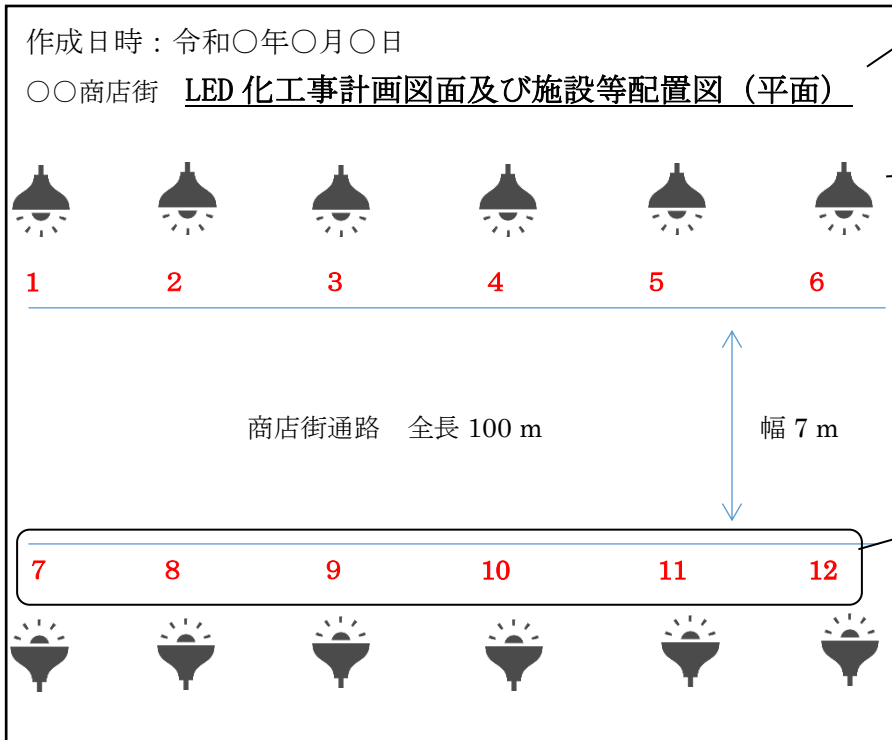
(7) 3者以上の工事見積書（写）

- 3者以上の見積書(日付が記入されたもの)を提出してください。
- 工事業者の見積書は交付申請日時点で有効期限内のものを提出してください。
※不採用となった工事業者の見積書は総会又は理事会開催日まで有効期限内のものを提出してください。
- 見積り合わせ先については、域内経済循環の観点から、可能な限り市内の工事業者を指名するよう努めてください。
- 見積書には**必ず内訳明細書を添付**してください。
- 内訳明細書は、工事費の算出根拠が分かるように、工種毎に材料等の「名称」「規格・寸法」「数量」「単価」を記載し、金額を計上してください。
- 引き下げ項目が不明な値引きは極力控えてください。
(合計金額からの出精値引き等)
- 補助対象外経費は、諸経費（一般管理費・現場管理費）に含めず、内訳明細書に明記してください。

(8) 計画図面及び施設等配置図

- 当該工事の施工箇所、仕様など工事内容が分かるよう明確に表示してください。
- 平面図、立面図、断面図等により、出来るだけ分かりやすく示してください。

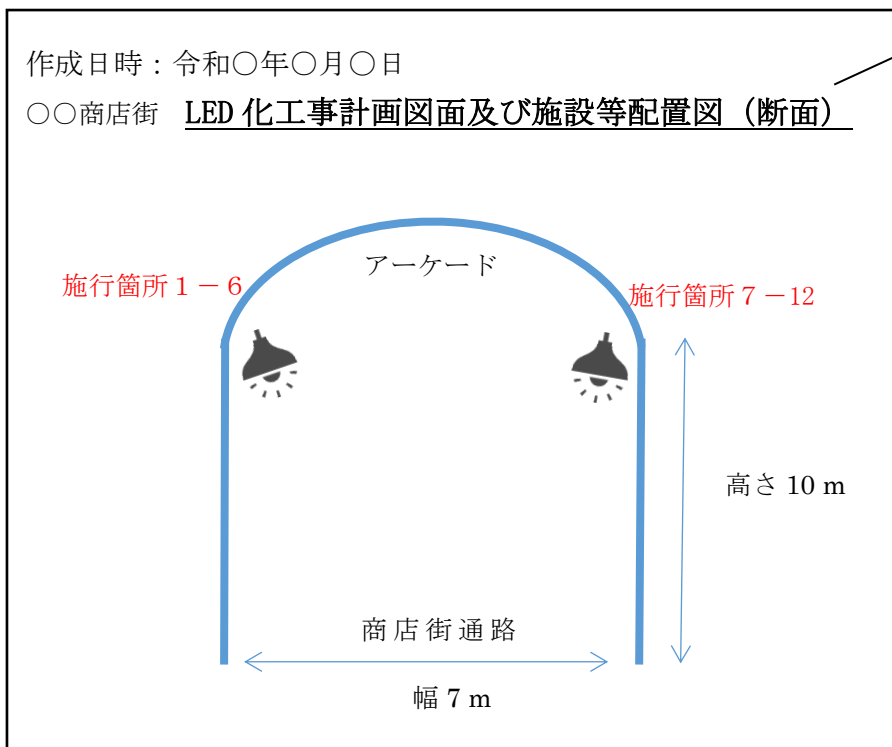
計画図面及び施設等配置図（例）



交付申請書に記載の補助事業の名称を記載してください。

当該工事の施行箇所、仕様など工事内容が分かるようにしてください。平面図、立面図、断面図等によりできるだけ分かりやすく示してください。

工事実施箇所すべてに付番してください。
工事前後に付番箇所を撮影してください。



極力、断面図も添付するようにしてください。

(9) 共同施設等の概要が分かる仕様書・カタログ等

○材料や機器などメーカー等の既製品を使用する場合は、その仕様が分かるカタログ等の写しを添付してください。

(10) 事業実施前の現況写真

○事業実施前後の状況を明らかにするため、共同施設の新設、改修、撤去等を行うすべての箇所を撮影してください。

○計画図面及び写真に付番し、撮影箇所の位置関係が分かるようにしてください。

○撮影日を記入してください。

○街路灯のLED化等をする場合は、工事中の写真を必ず撮影してください。

(11) 既存施設の道路占用許可書（写）又はそれに相当する書類

☆P25「（参考）道路占用許可申請方法」を参照してください。

(12) 土地・建物所有者の使用承諾書

○承諾書には、使用の目的、場所、料金、承諾期間、維持管理・原状回復に関することなど、使用承諾に係る諸条件を明記してください。

(13) 防犯カメラの管理・運用方法を定めた規約

○規約には、必ず以下の事項を盛り込んでください。

- (1) 管理責任者、構成員等の守秘義務に関すること
- (2) 画像の保存、消去及び加工の禁止に関すること
- (3) 画像の第三者への提供禁止に関すること
- (4) 正当な理由があつて第三者に提供する場合に関すること
- (5) 本人への画像の開示に関すること
- (6) 防犯カメラの設置等に関する苦情対応に関すること

☆P20「防犯カメラ等運用規程（例）」を参照してください。

○一般住居等が混在する商店街等においては、防犯カメラの設置や監視範囲等に関して、事前に了解を得たことを証する書類を添付してください。

(14) 取得財産の処分制限期間を満了していることが分かるもの

○財産目録、又は補助金を受けたことが分かる決算書を提出してください。

(16) その他市長が必要と認める書類

○国又は兵庫県の補助金を受ける場合には、補助金採択通知又は補助金交付決定通知（写）を提出してください。

※申請日時点で手元にない場合は、届き次第提出してください。

11 補助事業の実施

交付決定通知書に記載の「補助事業の期間」内に事業を実施（工事契約）してください。

○概算払を希望する団体は、概算払を必要とする 30 日前までに、概算払請求書（様式第 4 号）を委託事業者へ提出してください。

※口座名義が団体代表者と異なる場合は、補助金受領委任状（様式第 12 号）の添付が必要です。

☆工事業者への支払いは、原則銀行振込みとします（現金払いは不可）

12 交付決定後、補助事業を変更（延長）・中止する場合

交付決定後に補助事業を変更（事業期間の延長等）又は中止する場合は、事前に以下のいずれかの承認申請書を提出してください。

- 補助事業を変更（延長）する場合 → 交付決定内容変更承認申請書（様式第 5 号）
- 補助事業を中止する場合 → 補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）

〔提出先〕

委託事業者

(1) 事業内容の変更

- ・ 交付決定後の補助事業について、経費配分や事業内容に関する「重要な変更」を行う場合は、**事前に**市の変更承認を得ることが必要です。

＜「重要な変更」の例＞

- ① 本補助金の増額を伴う変更の場合
- ② 工事の施工場所、構造、規模、工法等を変更する場合
- ③ 事業の「最終支払予定年月日」を延長する場合
- ④ 補助目的及び事業効率に影響のある事業計画の変更である場合

- ・ 以下の場合は、「軽微な変更」として取り扱います。

- ① 事業の「最終支払予定年月日」を短縮する場合
- ② 補助目的及び事業効率に影響のない事業計画の変更である場合

(2) 事業内容の中止・廃止

補助事業を、やむを得ず中止・廃止する場合には、事前に中止・廃止の承認申請書を委託事業者へ提出してください。

13 実績報告

最終支払日（補助事業の完了日）から 30 日以内又は令和 7 年 3 月 31 日（月）のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 9 号）（P 22 参照）に以下の書類を添付して提出してください。

書類は、原則として A 4 又は A 3 サイズに統一してください。

受領後、資料をスキャンするのでホッチキス留めは不要です。

〔提出物〕

- (1) 事業収支決算書（様式第 9 号の 2）
- (2) 補助対象団体と工事業者の契約書（写）又はそれに相当する書類
- (3) 補助対象工事の完了検査書（写）又はそれに相当する書類
- (4) 補助対象工事の請求書（写）
- (5) 支払いを証明する資料
- (6) 借入計算書（写）
※借入がある場合のみ
- (7) 完成図面
- (8) 事業実施後の現況写真
- (9) 事業に係る道路使用又は道路占用等、関係官公庁の許認可・届出書（写）
※必要な場合のみ
- (10) 事業完了後の道路占用許可書（写）
※共同施設を新設した場合
- (11) その他市長が必要と認める書類

〔提出先〕

委託事業者

(実績報告書類の補足)

(2) 補助対象団体と工事受注業者の契約書（写）又はそれに相当する書類

- 契約書がない場合は、補助対象団体の注文書及び工事受注業者の注文請書（写）をご用意ください。
- 注文書及び請書には、必ず代表者印を押印してください。
- 契約日等、日付は空欄にしないでください。

(3) 補助対象工事の完了検査書（写）又はそれに相当する書類

- 補助対象団体の納品確認担当者の自署もしくは印、工事受注業者の作業担当責任者の自署もしくは印が必要です。
※代表者が立ち会った場合は代表者印も可。
- 工事の完了検査（納品検査）日を明記してください。

(5) 支払いを証明する資料

- 振込依頼書（銀行の受付印（日付入り）が押印されたもの）、又は送金分かる資料（ATMの利用明細書、インターネットバンキングの送金画面等）及び工事受注業者の領収書

(7) 完成図面

- 当該工事の施工箇所、仕様など工事内容が分かるよう明確に表示してください。
- 平面図、立面図、断面図等により、出来るだけ分かりやすく示してください。
- 改修の場合は、改修の前後が分かるように示してください。

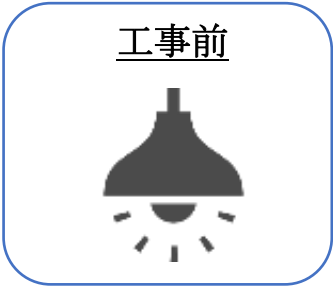
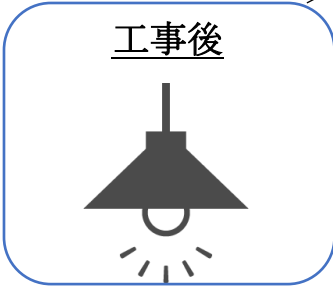

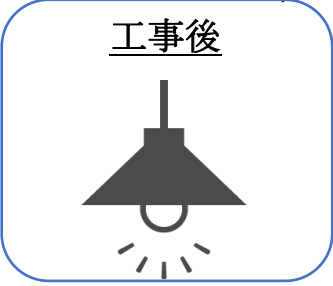


(8) 事業実施後の現況写真

- 事業実施前後の状況を明らかにするため、共同施設の新設、改修、撤去等を行ったすべての箇所を撮影してください。
- 事業実施前後の状況を明らかにするため、実施前後の写真を対比させてください。
- 図面及び写真に付番し、撮影箇所が分かるようにしてください。図面は、「完成図面」を流用又はそれに付番していただくのでも構いません。
- 撮影日が分かるようにしてください。
- 街路灯のLED化等をする場合は、工事中の写真を必ず撮影してください。

事業実施後の現況写真（例）

工事前撮影日時：令和〇年〇月〇日
工事後撮影日時：令和〇年〇月〇日

実施前後現況写真

工事前	工事後
実施位置 1 	実施位置 1 
実施位置 2 	実施位置 2 
工事中の写真 1 	工事中の写真 2 

工事前、工事後の撮影日付を記入してください。

交付申請書に記載の補助事業の名称を記載してください。

計画図面及び施設等配置図に附番している番号を記載してください。写真は計画図面に記載しているすべての写真を添付してください。

工事前後の写真は左右に並べてください。また、極力同じ位置、同じサイズで撮影してください。

LED 化工事の場合は工事中の写真を添付してください。

(10) 事業完了後の道路占用許可書（写）

☆P25 「【参考】道路占用許可申請方法」を参照してください。

(11) その他市長が必要と認める書類

○国又は兵庫県等の補助金を受ける場合には、当該団体の補助金交付額確定通知（写）を提出してください。

※申請日時時点で手元がない場合は、届き次第提出してください。

補助金規則・要綱・様式については、市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a92777/business/sangyoshinko/shokogyo/shop/index.html>

（ホーム > 事業者の方へ > 産業振興 > 商工業 > 神戸市の商店街・小売市場の振興施策 > 2024年度 商店街・小売市場共同施設建設等補助金）



14 記入例等

様式第1号（第7条関係）

神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金交付申請書

令和6年6月1日

神戸市長宛

住所	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1			
団体名	〇〇商店街振興組合			
代表者役職名	理事長	代表者氏名	神戸 太郎	
連絡先	TEL	078-984-0346	FAX	078-984-0345
	E-mail	shogyo@office.city.kobe.lg.jp		

標記の補助金について交付を受けたいので、同補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業の名称

実施される「工事名称」を記載してください。

アーケード改修工事

2. 事業（新設、改修、撤去等）を実施する目的・理由

【実情に応じて記載ください】

3. 申請施設（工事内容）

新設・改修・撤去・その他のいずれかを記載してください。

施設名	区分	工事内容	数量	単位
アーケード	改修	ポリカーボネートの貼替及び防錆塗装	1	式

4. 補助事業の期間

工事契約予定日（補助事業の着手予定日）	令和6年 8月 1日
最終支払予定日（補助事業の完了予定日）	令和6年 10月 31日

5. 補助金の額

1,000,000円

6. 算出の基礎

別紙「事業収支予算書」のとおり

7. 振込先口座

金融機関名	〇〇〇 銀行 △△△ 支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他 ()
口座番号	0123456789
口座名義	マルマルシヨウテンガイシンコウクミアイ リジチヨウ コウ ベタロウ

(注) 口座名義は、補助事業者と同一の名義であること。口座名義が異なる口座への振込となる場合は、補助金受領委任状（様式第12号）を提出すること。

8. 添付書類

別紙「一覧」のとおり

事業実施団体概要調書

1. 団体名

〇〇商店街振興組合

2. 設立年月日

昭和40年4月1日

3. 構成員の数

40

4. 構成員代表者名

役職：理事長

氏名：神戸 太郎

5. 事務局（連絡先）

窓口となる方の情報を記載してください。

住所：（〒650-8570）

神戸市中央区加納町6-5-1

電話番号：078-322-5336（FAX）078-322-6078

電子メール：shogyo@office.city.kobe.lg.jp

担当者名：神戸 花子

6. 構成員名簿

別紙のとおり

7. 定款又はこれに準ずる規約、会則等

別紙のとおり

事業収支予算書

1. 収入の部

記入不要です。

項目	予算額		概要 (補助事業名等)
国		円	
県		600,000円	兵庫県商店街・小売市場共同施設建設費助成事業
市		1,000,000円	神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金
その他		円	
自己資金		2,360,000円	
借入金		円	
合計		3,960,000円	

2. 支出の部

項目	予算額		概要
	税込価格	税抜価格	
	3,960,000円	3,600,000円	アーケード改修工事
合計	3,960,000円	3,600,000円	

(注) 収支の合計は、それぞれ一致する。

申請書(様式第1号)の「1. 補助事業の名称」と一致するように記載してください。
別添の見積書と相違ないように注意してください。

理 事 会 議 事 録

1. 開催概要

- (1) 開催日時 令和○年△△月□□日 午後☆時
(2) 開催場所 ○○商店街事務所
(3) 理事総数 ○○名
(4) 出席理事 △△名

2. 議 題

- (1) ○○及び●●の改修工事の実施について
理事会開催に際し、本理事会議長として○○理事長が選任された。
○○理事長より、○○及び●●の改修工事について、設置必要性の説明があり、理事がこれを承認した。
- (2) ○○及び●●の改修工事の実施にともなう工事業者の選定について
議題1の承認を受け、議長より本改修工事について、△者から見積について説明があり、金額については以下の通りであった。

○○株式会社 ¥○, ○○○, ○○○ー
△△株式会社 ¥○, ○○○, ○○○ー
株式会社□□ ¥○, ○○○, ○○○ー

議長は、金額的に安く、また実績のある○○株式会社に発注したい旨図ったところ、出席理事全員一致で可決、承認された。

3. 議決の結果

- (1) ○○及び●●の改修工事の実施について
可 決 (賛成： 名 反対： 名)
- (2) ○○及び●●の改修工事の実施にともなう工事業者の選定について
可 決 (賛成： 名 反対： 名)

上記の議決を明らかにするため、参加理事全員が以下に記名押印する。

理 事 長	○○	○○	印	理 事	○○	○○	印
副理事長	○○	○○	印	理 事	○○	○○	印
会計理事	○○	○○	印	理 事	○○	○○	印

〇〇〇〇(設置団体)防犯カメラ等運用規程(例)

(目的)

第1条 この規程は、〇〇〇〇(設置団体)が防犯の目的で設置した防犯カメラ及びこれにより撮影し、又は記録した映像データ等(以下、「防犯カメラ等」という。)の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として、不特定多数の者が利用する特定の場所(〇〇市〇〇町〇〇)に常設する映像撮影機器で、映像の表示又は記録の機能を有するものをいう。

(運用責任者等)

第3条 〇〇〇〇(設置団体)は、防犯カメラ等の適正な運用を図るため、防犯カメラ等運用責任者(以下、「運用責任者」という。)を置くものとし、その運用責任者は〇〇〇(団体代表役職名)とする。

2 〇〇〇〇(設置団体)は、運用責任者を補佐するとともに、防犯カメラ等の取扱いを行わせるため、運用責任者の指名するところにより、防犯カメラ等取扱者(以下、「取扱者」という。)を置くものとする。ただし、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を第三者に委託する場合は、この限りでない。

3 防犯カメラ等の取扱いに関する業務を受託した者(以下、「受託者」という。)は、委託契約等に基づき、この規程及び運用責任者の指示に従い、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を行うものとする。

4 〇〇〇〇(設置団体)は、必要に応じて、受託者が行う防犯カメラ等の取扱いに関する業務について、検査するものとする。

(運用責任者等の責務)

第4条 運用責任者、取扱者及び受託者(以下、「運用責任者等」という。)は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、自己の映像を収録された者の権利の保護を図らなければならない。

2 運用責任者等は、防犯カメラによって撮影された映像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。運用責任者等でなくなった後においても同様とする。

(防犯カメラ等の運用)

第5条 防犯カメラ等は、次に定めるところにより運用されなければならない。

(1) 撮影対象区域を必要最小限の範囲とすること。

(2) 防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称・連絡先を、防犯カメラの設置場所に明確かつ適切な方法で表示すること。

(3) 防犯カメラ等による画像は、防犯カメラ等の点検又は修理の時点を除いて、原則として1日24時間365日録画するものとする。

(4) 映像表示機器及び録画機器の設置場所に運用責任者等以外の者がみだりに立ち入ることがないようにするほか、映像の外部への漏えい等を防止するための所要の安全対策を講じること。

(5) 運用責任者等による映像の監視は、防犯カメラ等の設置目的に照らし、必要な場合のみにとどめること。

(記録した映像等の管理)

第6条 映像及び映像を記録した媒体（以下、「記録媒体」という。）等は、次に定めるところにより管理されなければならない。

- (1) 映像の加工や不必要な複写を行わないこと。
- (2) ○○○○（記録媒体を施錠のできる保管庫等）に保管し、盗難及び散逸の防止に努めること。
- (3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所以外の場所への持出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により、運用責任者が許可した場合は、この限りでない。
- (4) 映像の保管期間は、○週間までとし、当該保管期間を経過した後は、確実な方法により、速やかに映像を消去し、又は記録媒体の破砕等の処理を行うこと。ただし、法令等に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合は、この限りでない。
- (5) その他映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

(映像及び記録媒体の提供の制限)

第7条 映像及び記録媒体の内容は、これを提供してはならない。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 映像から識別される特定の個人（以下、「本人」という。）の同意がある場合
- (2) 法令等に基づく場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査の目的で要請を受けた場合
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

(苦情処理)

第8条 運用責任者は、本人又は住民等から防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(補則)

第9条 この規程の施行に関して必要な事項は、運用責任者が別に定める。

附則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。

神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金

補助事業実績報告書

令和6年11月1日

神戸市長宛

住所	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1		
団体名	〇〇商店街振興組合		
代表者役職名	理事長	代表者氏名	神戸 太郎
連絡先	TEL	078-984-0346	FAX 078-984-0345
	E-mail	shogyo@office.city.kobe.lg.jp	

交付決定通知書に記載の内容と一致させてください。

令和6年7月1日付神経商第111号にて交付決定通知のあった下記事業について、同補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実績を報告します。

記

補助金交付申請時の名称と一致させてください。

1. 補助事業の名称

アーケード改修工事

2. 補助事業の期間

工事契約日 (補助事業の着手日)	(令和 6年 8月 1日) 令和 6年 8月 1日
最終支払日 (補助事業の完了日)	(令和 6年 10月 31日) 令和 6年 10月 15日

3. 補助金の額

(1, 0 0 0, 0 0 0 円)
1, 0 0 0, 0 0 0 円

4. 添付書類

別紙「一覧」のとおり

(注) 交付決定内容を上段に () 書き、実績を下段に記入する。

事業収支決算書

1. 収入の部

空欄にしておいてください。

項目	決算額	概要 (補助事業名等)
国	() 円	
県	() 600,000 円	兵庫県商店街・小売市場共同施設建設費助成事業
市	() 1,000,000 円	神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金
その他	() 円	
自己資金	() 2,360,000 円	
借入金	() 円	
合計	() 3,960,000 円	

2. 支出の部

項目	決算額		概要
	税込価格	税抜価格	
	() 3,960,000 円	() 3,600,000 円	アーケード改修工事
合計	() 3,960,000 円	() 3,600,000 円	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に () 書き、変更後の金額は下段に記入する。

申請施設名は交付申請書の内容と併せてください。

補助金受領委任状

令和6年9月1日

神戸市長宛

法人の場合は、代表者印を、
非法人の場合は、代表者の個人印を押印してください。

住所	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1	連絡先	(078) 322-5336
団体名	〇〇商店街振興組合		
代表者役職名	理事長	代表者氏名	神戸 太郎 印

私は、下記1受任者を代理人と定め、下記2の補助金等に係る下記3の金額の受領を委任します。

記

受任者の個人印を押印してください。

1. 受任者

住所	神戸市中央区加納町6-5-1	印
団体名	〇〇商店街振興組合	
代表者名	会計 神戸 花子	

2. 補助事業の名称

アーケード改修工事

3. 受領委任する金額

1, 000, 000円


4. 振込先口座

金融機関名	〇〇〇〇銀行 △△支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他 ()
口座番号	0000000
口座名義	マルマルシヨウテンガイシンコウクミアイ カイケイ コウベ ハナコ

【参考】道路占用許可申請方法

公道上に施設を設置する場合は「道路占用許可」が必要です

【道路占用許可申請方法】

1. 占用する物件等の規模や工事の方法等について、当該区域を所管している建設事務所に事前に相談してください。
2. 建設事務所窓口へ備付けの道路占用許可申請書（各種添付書類が必要）を作成してください。
申請様式は、市のホームページからダウンロードできます。
https://www.city.kobe.lg.jp/a69673/kurashi/access/road/senyo/01_kyoka/index.html
(トップページ > くらし > 交通・空港・港 > 道路・駐車場 > 道路占用の許可申請) 
- 各建設事務所では、複写式の様式を配布しています。
申請者の押印は不要です。
3. 占用しようとする日の1か月前までに建設事務所へ申請書類を提出してください。
※許可には約1か月程度かかります。
4. 納入通知書により、指定期限内に占用料を納めて下さい。翌年度以降の道路占用料は、毎年6月に送付する納入通知書で納めてください。
なお、神戸市道路占用料減免規定要綱に定める施設の場合、占用料が減額又は免除されます。
5. 共同施設の設置に関して、原則として所轄警察署の道路使用許可を受ける必要があります。工事等の着手前に所轄警察署で道路使用許可を受けるとともに、道路占用許可申請も並行して行ってください。
6. 工事（着手）届出書を提出後に、工事を開始してください。
7. 工事完了後、再度、工事（完了）届出書と工事写真を提出し、現場立会検査を受けてください。

【道路占用物の例】

- ・ 道路面の占用：アーケード、アーチ、日よけテントなど
- ・ 上空の占用：防犯カメラ、突出看板など

【建設事務所連絡先】

管轄区	事務所名	連絡先	住所
東灘区・灘区	東部建設事務所	854-2191	〒658-0044 東灘区御影塚町 2-27-20
中央区・兵庫区	中部建設事務所	511-0515	〒652-0041 兵庫区湊川町 2-1-12
北区	北建設事務所	981-5191	〒651-1331 北区有野町唐櫃字種池 3064
長田区・須磨区	西部建設事務所	742-2424	〒654-0121 須磨区妙法寺字ヌメリ石 1-1
垂水区	垂水建設事務所	707-0234	〒655-0013 垂水区福田 5-6-20
西区	西建設事務所	912-3750	〒651-2128 西区玉津町今津字宮の西 333-1

BE KOBE

神戸市 経済観光局 商業流通課
〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 4階
TEL : 078-984-0346 / FAX : 078-984-0345
E-mail : shogyo@office.city.kobe.lg.jp

神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金交付要綱

昭和 56 年 4 月 1 日 局長決定

最終改正 令和 5 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内の商店街・小売市場の団体（任意団体を含む。）が実施する共同施設の建設等に関する経費について、商業地の安全・安心、利便性、魅力等の向上及び地域コミュニティの活性化に資するものを支援するため、商店街・小売市場が設置する公共性の高い共同施設、防犯カメラシステムの建設費等の一部に対して地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、市内の商店街・小売市場の団体（任意団体を含む。）とする。

(補助対象施設)

第 3 条 補助金交付の対象となる共同施設（以下「補助対象施設」という。）は、別表 1 に定める施設のうち、補助対象団体が所有し、広く一般に開かれている財産とする。

2 前項で定める補助対象施設は、関係法令及び行政機関の指示により定められた要件及び手続きに合致するものでなければならない。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に定める補助対象施設の建設、改修、取得又は撤去等を行う事業のうち、総事業費（消費税等を除く。）が 100 万円以上（撤去は 50 万円以上）のもので、かつ、原則として補助申請をした年度内に事業を終えるものとする。

2 公道上にある共同施設を整備する場合にあつては、道路管理者の承認を受けたものに限る。

3 共同施設の設置場所が、補助対象団体とは異なる者が一部又は全部の所有権を有している土地の上又は建物内である場合は、当該土地又は建物の所有者の承認を得なければならない。

4 共同施設を撤去する場合にあつては、当該施設が、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産に関する通達（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年 8 月 5 日通商産業省告示第 360 号）に定める財産の処分制限期間を経過したもの、又は、第 16 条第 2 項の市長の承認を受けたもの）に限る。

(補助対象経費)

第 5 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に定める補助対象事業の実施に係る経費のうち、以下の経費を除いたものとする。

- (1) 交付決定日前に着手した事業に要する経費
- (2) 広告看板等の施設に要する経費
- (3) 電話配管等に要する経費
- (4) 土地の取得・造成・賃借・補償等に要する経費
- (5) 建築物の取得・賃借・補償等に要する経費
- (6) 工作物の賃借・補償等に要する経費
- (7) 備品類に要する経費

- (8) 各種手数料（行政機関の許認可に係る手数料及びその代行手続き費は除く。）
- (9) 当該施設の整備目的、機能に関係が認められないものに要する経費
- (10) 消費税等
- (11) 諸経費（一般管理費・現場管理費）に含まれる上記（1）～（10）の経費

2 前条3項に該当する事業で、通路部分と店舗部分が壁等で明確に区画されていない場合は、関係法令に基づく通路部分の面積と店舗部分の面積の按分にて、通路部分に係る経費のみを対象とする。

3 その他、市長が必要であると特別に認める場合、補助対象経費とする。

（補助率及び補助金の額）

第6条 補助率は、補助対象経費から国、兵庫県等の助成金等を控除した額に対し、3分の1以内とする。

2 前項に規定する他の助成金等の控除について、補助対象施設の撤去事業のみを行う場合に限り、これを適用しないものとする。

3 補助金の額は、600万円を上限として、市長が予算の範囲内で必要と認めた額とする。

4 前項に規定する補助金の額は、アーケードの撤去事業を行う場合に限り、700万円を上限として、市長が予算の範囲内で認めた額とする。

5 補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、あらかじめ本市と協議のうえ、当該補助事業の実施前に、補助金交付申請書（様式第1号）に別表2に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により、申請団体に通知するものとする。

（1）補助金交付決定通知書（様式第2号）

（2）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により、申請団体に通知するものとする。

（1）補助金不交付決定通知書（様式第3号）

（2）その他市長が必要と認める書類

（補助金の概算払）

第9条 市長は、補助金の交付決定の通知を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、規則第18条第2項に基づく補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 概算払の限度額は、交付決定した額とする。

（補助事業の変更等）

第10条 補助団体は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第5号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが

適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第7号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により、補助団体に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助団体は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、補助事業実績報告書（様式第9号）に別表3に定める書類を添付し、市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第12条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助団体に通知するものとする。

（1）補助金交付額確定通知書（様式第10号）

（2）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

3 市長は、規則第16条により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前条の報告受理後5日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

4 補助団体は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定により申請団体へ通知を行ったのち、速やかに当該金額を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、当該補助団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（帳簿の備付け）

第15条 補助団体は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

（財産の処分制限）

第16条 補助団体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、その交付した補助金の全部に相当する金額をあらかじめ本市に納付した場合、若しくは当該財産が、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産に関する通達（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号））に定める財産の処分制限期間を経過した場合、又は市長が承認した場合は、この限りではない。

2 補助団体は、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、補助金規則第24条に基づき、あらかじめ、補助金に係る財産処分承認申請書（様式第14号）を市長に提出し、補助

金財産処分承認通知書（様式第 15 号）により承認を得なければならない。

3 補助団体は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

4 補助団体は、取得財産等を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

（神戸市商店街共同施設建設補助金交付要綱の廃止）

2 神戸市商店街共同施設建設補助金交付要綱（昭和 49 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

（神戸市小売市場共同施設建設補助金交付要綱の廃止）

3 神戸市小売市場共同施設建設補助金交付要綱（昭和 49 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（神戸市商店街・小売市場防犯カメラシステム設置補助金交付要綱の廃止）

2 神戸市商店街・小売市場防犯カメラシステム設置補助金交付要綱（平成 16 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（補助対象施設（要綱第3条関係））

アーチ、アーケード、街路灯、冷暖房設備、会館、集会室、駐輪駐車場（来街者の利用に供するもの）、カラー舗装、広場、小公園、休憩施設、緑化施設（街路樹、花壇等）、利便施設（インフォメーション、物品預り所、共同トイレ等）、ストリートファニチャー（シンボル、モニュメント、彫刻、噴水等）、その他コミュニティ施設、防犯カメラシステム、消防用設備、その他市長が認める施設

別表2（補助金交付申請（要綱第7条関係））

1. 実施団体概要調書
2. 構成員名簿（当該年度に既に提出済の場合は不要）
3. 定款またはこれに準ずる規約、会則 等（当該年度に既に提出済の場合は不要）
4. 事業収支予算書
5. 直近2期分の決算関係書類
6. 事業の実施にかかる総会または理事会の議事録
7. 3社以上の工事見積書（写）
8. 計画図面および施設等配置図
9. 共同施設等の概要が分かる仕様書・カタログ等
10. 事業実施前の現況写真
11. 既存施設の道路占用許可書（写）またはそれに相当する書類
※共同施設の新設以外のときで、道路占用許可が必要な場合
12. 土地・建物所有者の使用承諾書
※共同施設等を設置等しようとする土地・建物が補助対象団体と異なる場合
13. 防犯カメラ等の管理・運用方法を定めた規約
※防犯カメラを設置する場合のみ
14. 取得財産の処分制限期間を満了していることがわかるもの
※市の補助金の交付を受けて整備した共同施設を撤去する場合のみ
15. 通帳の写し
16. その他市長が必要と認める書類

別表 3 (実績報告 (要綱第 11 条関係))

1. 事業収支決算書
2. 補助対象団体と工事受注業者の契約書 (写) またはそれに相当する書類
3. 補助対象工事の完了検査書 (写) またはそれに相当する書類
4. 補助対象工事の請求書 (写)
※請求の明細が確認できるもの
5. 振込依頼書 (写)
※金融機関の受付印が押印されているもの
6. 借入計算書 (写)
※借入がある場合のみ
7. 完成図面
8. 事業実施後の現況写真
9. 事業にかかる道路使用または道路占用等、関係官公庁の許認可・届出書 (写)
※必要な場合のみ
10. 事業完了後の道路占用許可書 (写)
※共同施設を新設した場合
1. その他市長が必要と認める書類

神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金交付申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所	〒	—	連絡先	()	—
団体名					
代表者役職名		代表者氏名			

標記の補助金について交付を受けたいので、同補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業等の名称

--

2. 事業（新設、改修、撤去等）を行うに至った目的・理由

--

3. 申請施設（工事内容）

施設名	内容	数量	単位

4. 補助事業等の期間

工事契約予定日（補助事業の着手予定日）	年 月 日
最終支払予定日（補助事業の完了予定日）	年 月 日

5. 補助金の額

円

6. 算出の基礎

別紙「事業収支予算書」のとおり

7. 振込先口座

金融機関名	銀行	支店
預金種目	1. 普通 2. 当座	その他（ ）
口座番号		
口座名義		

（注）口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。口座名義が異なる口座への振込となる場合は、補助金受領委任状（様式第12号）を提出すること。

8. 添付書類

別紙「一覧」のとおり

事業実施団体概要調書

1. 団 体 名

2. 設立年月日

3. 構成員の数

4. 構成員代表者名

役 職：

氏 名：

5. 事務局（連絡先）

住 所：（〒 — ）

電話番号： _____ (FAX)

電子メール： _____

担当者名： _____

6. 構成員名簿

別紙のとおり

7. 定款またはこれに準ずる規約、会則等

別紙のとおり

事業収支予算書

1. 収入の部

科 目	予 算 額	概 要 (補助事業名等)
	円	国：
	円	県：
	円	市：神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金
	円	その他：
	円	自己資金：
	円	借入金：
合 計	円	

2. 支出の部

科 目	予 算 額		概 要
	税込価格	税抜価格	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合 計	円	円	

(注) 収支の合計は、それぞれ一致する。

（団体名）

（代表者名）様

神戸市長 久元喜造

神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 交付決定内容

補助事業等の名称		
補助金の交付対象事業及びその内容等	上記補助事業等交付申請書に記載のとおり	
補助事業等の期間	工事契約予定年月日	年 月 日
	最終支払予定年月日	年 月 日
補助金交付決定額	円	
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">補助事業者等は、補助金規則及び標記補助金交付要綱に従うこと。補助事業の実施にあたっては、管轄警察署との協議内容を遵守し、関係官公庁の許認可、届出等の必要な事業は、その手続きを行うこと。補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告や資料の提出を求めたり、当該補助事業者の事務所等に立ち入り、調査等を行う必要があると市長が認めた時は、これに協力すること。上記のほか、補助事業等の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。	

2. その他

補助金額は、経費の内容を精査したうえで、補助決定額から減額となる場合があります。

（公印省略）

神経商第 号

令和 年 月 日

（団体名）

（代表者名）様

神戸市長 久元喜造

神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金概算払請求書

請求金額	円
補助事業等の名称	

神戸市長宛

住所	〒	—	連絡先	()	—
団体名					
代表者役職名		代表者氏名			

令和 年 月 日付神経商第 号で交付決定通知のありました令和年度神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金につきまして、同補助金交付要綱第9条の規定に基づき、上記のとおり請求します。

なお、補助金交付額の確定により、概算払いを受けた補助金額が確定額を超過した場合は、その超過分については返還します。

(添付書類) 補助金振込先金融機関の通帳等の写し

※表面及び1枚目（支店名、口座名義、口座番号等の確認できるもの）

【振込先口座】

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他 ()
口座番号			
口座名義			

(注) 口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。口座名義が異なる口座への振込となる場合は、補助金受領委任状（様式第12号）を提出すること。

神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金

交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所	〒	—	連絡先	()	—
団体名					
代表者役職名		代表者氏名			

令和 年 月 日付神経商第 号にて交付決定通知のあった、下記事業について、次のとおり交付決定内容を変更したいので、同補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業等の名称

--

2. 変更の目的・理由

--

3. 変更の内容（該当の項目に✓を付けてください。）

<input type="checkbox"/> 工事契約予定日	(年	月	日)
		年	月	日
<input type="checkbox"/> 最終支払予定日	(年	月	日)
		年	月	日
<input type="checkbox"/> 補助金の額	(円)
				円

(注) 表中、変更前の内容は上段に () 書き、変更後の内容は下段に記入する。

4. 算出の基礎（補助金の額に変更がある場合）

別紙「事業収支予算書」のとおり

5. 添付書類

別紙のとおり

神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金

補助事業等中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所	〒	—	連絡先	()	—
団体名					
代表者役職名		代表者氏名			

令和 年 月 日付神経商第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第10条の規定により、申請します。

記

1. 補助事業等の名称

--

2. 中止（廃止）の目的・理由

--

3. 中止（廃止）の期日

年 月 日

（公印省略）

神経商第 号
令和 年 月 日

（団体名）
（代表者名）様

神戸市長 久元喜造

神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金交付決定変更通知書

令和 年 月 日付で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定しましたので通知します。

記

補助事業等の名称		
補助金の交付対象事業及びその内容等	上記補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
変更点	当初 ()	
	変更後 ()	
交付の条件	・ 交付決定通知書（令和 年 月 日付 第号）の「交付の条件」のとおりとする。	

（公印省略）

神経商第 号
令和 年 月 日

（団体名）

（代表者名）様

神戸市長 久元喜造

神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金

補助事業等中止（廃止）承認通知書

令和 年 月 日付で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定しましたので通知します。

記

補助事業等の名称	
交付決定日・番号	令和 年 月 日付神経商第 号
中止（廃止）の期日	令和 年 月 日

神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金

補助事業実績報告書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所	〒	—	連絡先	()	—
団体名					
代表者役職名		代表者氏名			

令和 年 月 日付神経商第 号にて交付決定通知のあった下記事業について、同補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績を報告します。

記

1. 補助事業等の名称

--

2. 補助事業等の期間

工事契約日 (補助事業の着手日)	(年 月 日) 年 月 日
最終支払日 (補助事業の完了日)	(年 月 日) 年 月 日

3. 補助金の額

(円) 円

4. 添付書類

別紙「一覧」のとおり

(注) 交付決定内容を上段に () 書き、実績を下段に記入する。

事業収支決算書

1. 収入の部

科 目	決 算 額	概 要 (補助事業名等)
	() 円	国 :
	() 円	県 :
	() 円	市 : 神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金
	() 円	その他 :
	() 円	自己資金 :
	() 円	借入金 :
合 計	() 円	

2. 支出の部

科 目	決 算 額		概 要
	税込価格	税抜価格	
	() 円	() 円	
	() 円	() 円	
	() 円	() 円	
	() 円	() 円	
	() 円	() 円	
合 計	() 円	() 円	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

（公印省略）

神 經 商 第 号
令 和 年 月 日

（ 団 体 名 ）

（ 代 表 者 名 ） 様

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付神経商第 号で交付決定をした下記事業については、
次のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

記

補助事業等の名称	
補助金の交付確定額	円
特 記 事 項	

（公印省略）

神 經 商 第 号
令 和 年 月 日

（ 団 体 名 ）

（ 代 表 者 名 ） 様

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付神経商第 号で交付決定をした下記事業については、
次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業等の名称	
補助金の額	円
取消しの理由	

補助金受領委任状

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所	〒 ー		連絡先	() ー
団体名				
代表者役職名		代表者氏名	印	

私は、下記 1 受任者を代理人と定め、下記 2 の補助金等に係る下記 3 の金額の受領を委任します。

記

1. 受任者

住 所		印
団 体 名		
代 表 者 名		

2. 補助事業等の名称

--

3. 受領委任する金額

金	円
---	---

4. 振込先口座

金融機関名	銀行	支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他 ()	
口座番号		
口座名義		

神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金に係る財産処分承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所	〒	—	連絡先	()	—
団体名					
代表者役職名		代表者氏名			

標記の補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定により、承認を申請します。

記

1. 処分する財産の内容

施設名	数量	単位	補助年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

※補助年月日には、「取得、又は効用の増加した」補助の交付決定日を記載。

2. 処分の方法（いずれかに○を付けてください）

・撤去 ・目的に反した（ 使用 譲渡 交換 貸し付け 担保 ）に供する

3. 処分予定時期 年 月 ～ 年 月（予定）

4. 処分する理由

--

（ 団 体 名 ）
（ 代 表 者 名 ） 様

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金

財産処分承認通知書

令和 年 月 日付で申請のあった財産処分については、下記のとおり条件を付して承認することとしたので通知します。

記

1. 処分する財産の内容

施設名	数量	単位	補助年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

※補助年月日には、「取得、又は効用の増加した」補助の交付決定日を記載。

2. 処分の方法

・撤去 ・目的に反した（ 使用 譲渡 交換 貸し付け 担保 ）に供する

3. 承認にかかる条件

神戸市補助金等の交付に関する規則第 24 条第 2 項を準用し、下記の金額を市に返納することを条件とする。

（1）返納額 円

（2）返納方法 別添納付書による

補助金の交付申請についての説明書

1. 街路灯電力料補助の内容

対 象 団 体	市内の商店街・小売市場の団体（任意団体を含む）
対 象 施 設	対象団体が設置管理する下記の共同施設 (1) 街路灯（道路上の独立柱） (2) アーチ（照明付） (3) 日よけ（照明付） (4) アーケード（照明付） ※広告を主とした施設は除く
補 助 要 件	(1) 公道上に設置され道路占用許可を受けたもののほか、補助対象団体の店舗に面する道路及び敷地内通路のうち土地の所有者等がその権原に基づいて終日来客者や一般交通の用に供しているものの上に設置されたものであること。 (2) 終夜点灯し、街路を明るくすることで、犯罪の防止や交通の安全に役立ち、商店街の発展と安全の確保に繋がると認められるものであること。 (3) 補助対象団体において電力料を負担しているものであること。 (4) 補助対象団体において適切な維持管理が常に行われていること。 (5) 神戸市街灯助成金交付要綱に基づく建設局の補助金交付を受けていないこと。
補 助 内 容	対象団体が支払う上記の共同施設の電力料の一部補助 街路灯1灯あたり2,000円（年間）の補助 ※アーチは道路を横断するものを2灯、そうでないものを1灯と計算 ※日よけ・アーケードは20㎡につき1灯と計算 （物件の総面積が20㎡以下の場合1灯とし、超える場合は物件の総面積を20㎡で割った数を四捨五入する。） ※補助金額は団体が1年間に支払う対象施設にかかる電力料を超えないこと

2. その他

- (1) 補助金額は、令和5年度の予算の範囲内で決定しますので、ご承知おきください。
- (2) 今年度、既に商業流通課に構成員名簿を提出いただいている団体は、改めて構成員名簿を提出いただく必要はありません。

神戸市商店街等街路灯電力料補助要綱

昭和44年6月23日局長決定
最終改正 令和6年1月12日

(目的)

第1条 この要綱は、市内の商店街・小売市場（以下「商店街等」という。）の発展と安全の確保を図るため、商店街等の街路灯などの電力料を補助することを目的とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関して必要な事項を定めるものである。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は商店街等の団体（任意団体を含む。）とする。

(補助対象施設)

第3条 補助金交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、補助対象団体が設置管理する共同施設のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、個別の店舗の照明または広告を主とした施設は除くものとする。

- (1) 街路灯（道路上の独立柱）
- (2) アーチ（照明付）
- (3) 日よけ（照明付）
- (4) アーケード（照明付）

2 補助対象施設は次の各号の要件を備えるものでなくてはならない。

- (1) 公道上に設置され道路占用許可を受けたもののほか、補助対象団体の店舗に面する道路及び敷地内通路のうち土地の所有者等がその権原に基づいて終日來客者や一般交通の用に供しているものの上に設置されたものであること。
- (2) 終夜点灯し、街路を明るくすることで、犯罪の防止や交通の安全に役立ち、商店街の発展と安全の確保に繋がると認められるものであること。
- (3) 補助対象団体において電力料を負担しているものであること。
- (4) 補助対象団体において適切な維持管理が行われていること。
- (5) 神戸市街灯助成金交付要綱に基づく建設局の補助金交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、街路灯数に2千円を乗じた額とし、予算の範囲内において交付する。なお、補助対象団体が当該年度に支払う補助対象施設の電力料を超えないものとする。また、アーチ、日よけ、アーケードについては、次の各号に定める方法を用いて街路灯数に置き換えるものとする。

- (1) アーチは、道路を横断するものを2灯と換算し、それ以外は1灯と換算する。
- (2) 日よけ及びアーケードは、20㎡あたりの面積を1灯と換算する。なお、総面積が20㎡に達しない場合も、同様に1灯と換算する。また、総面積が20㎡を超える場合は、20㎡で除した数を四捨五入し、街路灯数を算出する。

2 その他、市長が必要と認める場合、別途算定方法を示し、補助金の額を定める。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、規則第5条第1項に基づき補助

金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を指定の期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 街路灯電力料補助金交付申請書（様式第1号または第2号）
- (2) 誓約書
- (3) 補助対象施設の概要がわかる資料
- (4) 電力会社の領収済証明書
- (5) 構成員名簿（当該年度に既に提出済の場合は不要）
- (6) 補助金振込先金融機関の通帳等の写し
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 前条第2項が適用される年度においては、前項に掲げる書類に加え、別途必要と認める書類を提出しなければならない。

（補助金交付の決定および通知）

第6条 市長は規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請団体に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請団体に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第4号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により申請団体へ通知を行ったのち、速やかに当該金額を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該補助団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（その他）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は所管局長が別に定める。

附 則

- この要綱は昭和44年 6月23日から施行する。
- この要綱は平成12年 4月 1日から施行する。
- この要綱は平成17年10月 1日から施行する。
- この要綱は平成18年10月 1日から施行する。
- この要綱は平成27年 4月 1日から施行する。
- この要綱は平成28年 4月 1日から施行する。
- この要綱は平成30年12月17日から施行する。
- この要綱は令和 元年12月 2日から施行する。
- この要綱は令和 3年 4月 1日から施行する。
- この要綱は令和 4年12月23日から施行する。
- この要綱は令和 6年 1月12日から施行する。

神戸市商店街等街路灯電力料補助金交付申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所	〒 ー		
連絡先	() ー		
団体名			
代表者役職名		代表者氏名	

申請に係る事務担当者（代表者と異なる場合のみ記入）

住所	〒 ー		
連絡先	() ー		
氏名			

振込先口座

銀行名		銀行・金庫		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座	口座番号		
口座名義（カナ）				

（注）口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。

標記の補助金について交付を受けたいので、同補助要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助対象施設

街路灯 () 灯	アーチ 街路灯 () 灯分	日よけ () m ²	アーケード () m ²
--------------	-------------------	---------------------------	-----------------------------

2. 補助金の額

円 (街路灯 灯分×2,000 円)

※ただし、3. (3) 領収済証明書を元に当該年度の電気料金を算定し、補助金額がそれを上回る場合は、算定した当該年度の電気料金を補助上限額とする。

3. 添付書類

- (1) 誓約書
- (2) 補助対象施設の概要がわかる資料
- (3) 電力会社の領収済証明書
- (4) 構成員名簿 ※今年度、商業流通課に提出済みの団体は不要
- (5) 補助金振込先金融機関の通帳等の写し

※表面及び1枚目（支店名、口座名義、口座番号等の確認できるもの）

神戸市商店街等街路灯電力料補助金交付申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所	〒 ー		
連絡先	() ー		
団体名			
代表者役職名		代表者氏名	

申請に係る事務担当者（代表者と異なる場合のみ記入）

住所	〒 ー		
連絡先	() ー		
氏名			

補助金等の受け取りを下記の者に委任します。

（受任者）

住所	〒 ー		
連絡先	() ー		
団体名		氏名	

（振込先口座）

銀行名		銀行・金庫		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座	口座番号		
口座名義（カナ）				

標記の補助金について交付を受けたいので、同補助要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助対象施設

街路灯 () 灯	アーチ 街路灯 () 灯分	日よけ () m ²	アーケード () m ²
--------------	-------------------	---------------------------	-----------------------------

2. 補助金の額

円（街路灯 灯分×2,000円）

※ただし、3.（3）領収済証明書を元に当該年度の電気料金を算定し、補助金額がそれを上回る場合は、算定した当該年度の電気料金を補助上限額とする。

（裏面あり）

3. 添付書類

- (1) 誓約書
- (2) 補助対象施設の概要がわかる資料
- (3) 電力会社の領収済証明書
- (4) 構成員名簿 ※今年度、商業流通課に提出済みの団体は不要
- (5) 補助金振込先金融機関の通帳等の写し
※表面及び1枚目（支店名、口座名義、口座番号等の確認できるもの）

(団体名)
(代表者名) 様

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市商店街等街路灯電力料補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 交付決定内容

補助対象施設	街路灯	アーチ	日よけ	アーケード
補助金交付決定額	円			
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">補助団体は、神戸市補助金等の交付に関する規則及び標記補助要綱に従うこと。上記のほか、補助事業等の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。			

様式第4号（第6条関係）

（公印省略）

神経商第 号
令和 年 月 日

（団体名）
（代表者名）様

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市商店街等街路灯電力料補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

- 1 不交付とした理由

様式第5号（第8条関係）

（公印省略）
神経商第 号
令和 年 月 日

（団体名）
（代表者名）様

神戸市長 久元喜造

神戸市商店街等街路灯電力料補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付神経商第 号で交付決定をした事業については、下記のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助対象施設	街路灯	アーチ	日よけ	アーケード
補助金等の額	円			
取消しの理由				

振込先口座変更届

年 月 日

神戸市長 宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

補助事業等の名称	神戸市商店街等街路灯電力料補助
----------	-----------------

補助金等の振込先口座を、下記のとおり変更してください。

1. 変更前

(振込先口座)

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他 ()			
口座番号				
口座名義				

2. 変更後

(振込先口座)

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他 ()			
口座番号				
口座名義				

振込先口座変更届

年 月 日

神戸市長 宛

住 所		印
団 体 名		
代表者名		

補助事業等の名称	神戸市商店街等街路灯電力料補助
----------	-----------------

補助金等の振込先口座を、下記のとおり変更してください。

1. 変更前

(受任者)

住 所		印
団 体 名		
氏 名		

(振込先口座)

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他()			
口座番号				
口座情報				

2. 変更後

(受任者)

住 所		印
団 体 名		
氏 名		

(振込先口座)

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他()			
口座番号				
口座情報				

神戸市商店街等街路灯電力料補助金交付申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所	〒 ー		
連絡先	() ー		
団体名			
代表者役職名		代表者氏名	

申請に係る事務担当者（代表者と異なる場合のみ記入）

住所	〒 ー		
連絡先	() ー		
氏名			

振込先口座

銀行名		銀行・金庫		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座	口座番号		
口座名義（カナ）				

（注）口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。

標記の補助金について交付を受けたいので、同補助要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助対象施設

街路灯 () 灯	アーチ 街路灯 () 灯分	日よけ () m ²	アーケード () m ²
--------------	-------------------	---------------------------	-----------------------------

2. 補助金の額

円 (街路灯 灯分×2,000 円)

※ただし、3. (3) 領収済証明書を元に当該年度の電気料金を算定し、補助金額がそれを上回る場合は、算定した当該年度の電気料金を補助上限額とする。

3. 添付書類

- (1) 誓約書
- (2) 補助対象施設の概要がわかる資料
- (3) 電力会社の領収済証明書
- (4) 構成員名簿 ※今年度、商業流通課に提出済みの団体は不要
- (5) 補助金振込先金融機関の通帳等の写し

※表面及び1枚目（支店名、口座名義、口座番号等の確認できるもの）

神戸市商店街等街路灯電力料補助金交付申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所	〒 ー		
連絡先	() ー		
団体名			
代表者役職名		代表者氏名	

申請に係る事務担当者（代表者と異なる場合のみ記入）

住所	〒 ー		
連絡先	() ー		
氏名			

補助金等の受け取りを下記の者に委任します。

（受任者）

住所	〒 ー		
連絡先	() ー		
団体名		氏名	

（振込先口座）

銀行名		銀行・金庫		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座	口座番号		
口座名義（カナ）				

標記の補助金について交付を受けたいので、同補助要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助対象施設

街路灯 () 灯	アーチ 街路灯 () 灯分	日よけ () m ²	アーケード () m ²
--------------	-------------------	---------------------------	-----------------------------

2. 補助金の額

円（街路灯 灯分×2,000円）

※ただし、3.（3）領収済証明書を元に当該年度の電気料金を算定し、補助金額がそれを上回る場合は、算定した当該年度の電気料金を補助上限額とする。

（裏面あり）

3. 添付書類

- (1) 誓約書
- (2) 補助対象施設の概要がわかる資料
- (3) 電力会社の領収済証明書
- (4) 構成員名簿 ※今年度、商業流通課に提出済みの団体は不要
- (5) 補助金振込先金融機関の通帳等の写し
※表面及び1枚目（支店名、口座名義、口座番号等の確認できるもの）

振込先口座変更届

年 月 日

神戸市長 宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

補助事業等の名称	神戸市商店街等街路灯電力料補助
----------	-----------------

補助金等の振込先口座を、下記のとおり変更してください。

1. 変更前

(振込先口座)

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他 ()	
口座番号				
口座名義				

2. 変更後

(振込先口座)

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他 ()	
口座番号				
口座名義				

振込先口座変更届

年 月 日

神戸市長 宛

住 所		⑩
団 体 名		
代表者名		

補助事業等の名称	神戸市商店街等街路灯電力料補助
----------	-----------------

補助金等の振込先口座を、下記のとおり変更してください。

1. 変更前

(受任者)

住 所		⑩
団 体 名		
氏 名		

(振込先口座)

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他()			
口座番号				
口座情報				

2. 変更後

(受任者)

住 所		⑩
団 体 名		
氏 名		

(振込先口座)

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他()			
口座番号				
口座情報				

提出書類チェックシート

必要書類チェック表を参考に必要書類をご確認いただき、書類のご提出をお願いいたします。
項目3の書類については、道路占用の有無、補助対象及び道路占有料の減免の有無によって、必要な書類が異なります。

★各様式は商業流通課のホームページにも掲載しています。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a92777/business/sangyoshinko/shokogyo/shop/r05denryokuryou.html>

施設の設置場所	補助対象施設	道路占有料の減免の有無	項目3で必要な書類
公道	街路灯	道路占有料の全額減免	3-1
		" の減免なし	3-2
	アーチ 日よけ アーケード	道路占有料の減免なし	3-2
		" の一部減免	3-2
私道 敷地内通路		" の全額減免	3-1、3-3
			3-4

必要書類チェック表

項目	チェック	必要書類	特記事項
1	<input type="checkbox"/>	街路灯電力料補助金交付申請書(様式第1号)(受領委任の場合は第2号)	【同封しています】
2	<input type="checkbox"/>	誓約書	【同封しています】
3-1	<input type="checkbox"/>	道路占有許可を確認できる書類 道路占有許可証(写) ※許可証の占有期間が切れている場合は早急に更新の手続きを行ってください。 ※紛失等でお手元がない場合はご相談ください。	
3-2	<input type="checkbox"/>	道路占有料の納付を確認できる書類(道路占有料の減免なし又は一部減免の場合) 金融機関の領収済印のある道路占有料納付書(写) ※紛失等でお手元がない場合はご相談ください。	
3-3	<input type="checkbox"/>	道路占有料を減免を確認できる書類(道路占有料の全額減免の場合) 道路占有料減免通知書(写) ※紛失等でお手元がない場合はご相談ください。	
3-4	<input type="checkbox"/>	対象施設の面積や配置を確認できる書類(道路占有許可を取得する必要がない場合) 対象施設の図面、または配置見取図 ※図面等がない場合、下記URLより図面を印刷してください。 https://www2.wagmap.jp/kobecity/Portal トップページ>都市計画・まちづくり>神戸市認定路線網図	
4	<input type="checkbox"/>	広告掲載状況の写真 ※広告がついてない場合は不要 例) 同じ状況の街路灯が複数本ある場合、 写真は1枚提出で結構ですが、写真に本数を記載して下さい。	A4サイズに収めてください
5	<input type="checkbox"/>	電力料の支払いの根拠となる資料(写) ※令和5年9月、10月、11月分の3ヶ月分 以下のいずれかの写しをご提出ください。 ・電気料金領収済みのお知らせ (手紙で届くもの、電力会社のホームページで閲覧できるもの、いずれも可) ・電気料金請求書+通帳 ※各月の電力料の総額が分かる資料をご提出ください。 一部のみを提出された場合、補助金額が減額となる可能性があります。 【電力会社が発行した書類を紛失している場合】 まずは電力会社に、支払い済であることがわかる書類(使用実績回答書など)が発行できないかをご確認ください。 電力会社によっては、インターネット上で電気料金の支払明細書を確認できる場合もあります。可否や方法については、電力会社へお問い合わせください。	A4サイズに収めてください
6	<input type="checkbox"/>	申請団体の構成員名簿(写)	
7	<input type="checkbox"/>	通帳(写)	
8	<input type="checkbox"/>	(申請後、振込先口座を変更されたい場合のみ)口座変更届	【同封しています】

誓 約 書

令和 年 月 日

神戸市長 久元 喜造 様

〒 -

住 所： _____

団 体 名： _____

氏 名： _____

神戸市商店街等街路灯電力料補助につき、要綱第3条を満たしていること、提出書類が事実に相違ないことを誓約いたします。

また、建設局が保有している当団体の道路占用状況等について、商業流通課に開示することを認めます。

<神戸市商店街等街路灯電力料補助要綱第3条>

第3条 補助金交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、補助対象団体が設置管理する共同施設のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、個別店舗の照明または広告を主とした施設は除くものとする。

- (1) 街路灯（道路上の独立柱）
- (2) アーチ（照明付）
- (3) 日よけ（照明付）
- (4) アーケード（照明付）

2 補助対象施設は次の各号の要件を備えるものでなくてはならない。

- (1) 公道上に設置され道路占用許可を受けたもののほか、補助対象団体の店舗に面する道路及び敷地内通路のうち、土地の所有者等がその権原に基づいて終日來客者や一般交通の用に供しているものの上に設置されたものであること。
- (2) 終夜点灯し、街路を明るくすることで、犯罪の防止や交通の安全に役立ち、商店街の発展と安全の確保に繋がると認められるものであること。
- (3) 補助対象団体において電力料を負担しているものであること。
- (4) 補助対象団体において適切な維持管理が常に行われていること。
- (5) 神戸市街灯助成金交付要綱に基づく建設局の補助金交付を受けていないこと。

誓 約 書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

神戸市長 久元 喜造 様

〒 000 - 0000

住 所： 神戸市〇〇区△△0-0-0

団 体 名： 〇〇商店街振興組合

氏 名： 理事長 神戸 太郎

申請書（様式第1号または第2号）と
同じ記載をお願いします。

補助につき、要綱第3条を満たしていること、提出書類
たします。

当団体の道路占用状況等について、商業流通課に開示す

<神戸市商店街等街路灯電力料補助要綱第3条>

第3条 補助金交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、補助対象
団体が設置管理する共同施設のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、個別店舗
の照明または広告を主とした施設は除くものとする。

- (1) 街路灯（道路上の独立柱）
- (2) アーチ（照明付）
- (3) 日よけ（照明付）
- (4) アーケード（照明付）

2 補助対象施設は次の各号の要件を備えるものでなくてはならない。

- (1) 公道上に設置され道路占用許可を受けたもののほか、補助対象団体の店舗に面す
る道路及び敷地内通路のうち、土地の所有者等がその権原に基づいて終日来客者
や一般交通の用に供しているものの上に設置されたものであること。
- (2) 終夜点灯し、街路を明るくすることで、犯罪の防止や交通の安全に役立ち、商店
街の発展と安全の確保に繋がると認められるものであること。
- (3) 補助対象団体において電力料を負担しているものであること。
- (4) 補助対象団体において適切な維持管理が常に行われていること。
- (5) 神戸市街灯助成金交付要綱に基づく建設局の補助金交付を受けていないこと。

神戸市商店街等街路灯電力料補助金交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

神戸市長宛

住所	〒000 - 0000 神戸市〇〇区△△0-0-0		
連絡先	(078) 000 - 0000		
団体名	〇〇商店街振興組合		
代表者役職名	理事長	代表者氏名	神戸太郎

申請に係る事務担当者（代表者と異なる場合のみ記入）

住所	〒000 - 0000 神戸市〇〇区△△0-0-0		
連絡先	(090) 0000 - 0000		
氏名	神戸 次郎		

振込先口座

銀行名	商業流通	銀行・金庫	こうべ	支店
預金種目	1. 普通 2. 当座	口座番号	0000000	
口座名義（カナ）	〇〇ショウテンガイシンコウクミアイリジチョウコウベタロウ			

（注）口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。

標記の補助金について交付を受けたいので、同補助要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記
あてはまるものを○で囲み、本数もしくは面積を記入してください。

1. 補助対象施設

街路灯 (30) 灯	アーチ 街路灯 (4) 灯分	日よけ (15) m ²	アーケード (470) m ²
-----------------	---------------------	------------------------------	---------------------------------

2. 補助金の額

118,000	円	(街路灯 59 灯分×2,000 円)
---------	---	---------------------

※ただし、3. (3) 領収済証明書を元に当該年度の電気料金を算定し、補助金額がそれを上回る場合は、算定した当該年度の電気料金を補助上限額とする。

【記入例】 ※計算方法は説明書参照

街路灯数換算の合計分に2,000円を乗じた(かけた)数値を記入してください。

街路灯…30灯、アーチ…4灯分(アーチ1基につき2灯換算)、日よけ…1灯分(20m²以下は1灯)

アーケード…24灯分(割り切れない場合は1の位を四捨五入 例:23.5灯→24灯)

合計:街路灯 59 灯分

(4) 構成員名簿（本件に及、商業流通課に提出済のものを除く）

(5) 補助金振込先金融機関の通帳等の写し

※表面及び1枚目（支店名、口座名義、口座番号等の確認できるもの）

神戸市商店街等街路灯電力料補助金交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

記入例

※受領委任の場合

神戸市長宛

住所	〒000 - 0000 神戸市〇〇区△△0-0-0		
連絡先	(078) 000 - 0000		
団体名	〇〇商店街振興組合		
代表者役職名	理事長	代表者氏名	神戸 太郎

申請に係る事務担当者（代表者と異なる場合のみ記入）

住所	〒000 - 0000 神戸市〇〇区△△0-0-0		
連絡先	(090) 0000 - 0000		
氏名	神戸 次郎		

補助金等の受け取りを下記の者に委任します。

（受任者）

住所	〒000 - 0000 神戸市〇〇区□□0-0-0		
連絡先	(080) 0000 - 0000		
団体名	〇〇商店街振興組合	氏名	神戸 花子

（振込先口座）

銀行名	商業流通	銀行・金庫	こうべ	支店
預金種目	1. 普通 2. 当座	口座番号	0000000	
口座名義（カナ）	コウベハナコ			

標記の補助金について交付を受けたいので、同補助要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

あてはまるものを○で囲み、本数もしくは面積を記入してください。

1. 補助対象施設

街路灯 (30) 灯	アーチ 街路灯 (4) 灯分	日よけ (15) m ²	アーケード (470) m ²
---------------	-------------------	----------------------------	-------------------------------

2. 補助金の額

118,000 円 (街路灯 59 灯分×2,000 円)

【記入例】 ※計算方法は説明書参照

街路灯数換算の合計分に 2,000 円を乗じた(かけた)数値を記入してください。

街路灯…30 灯、アーチ…4 灯分(アーチ1基につき2灯換算)、日よけ…1 灯分(20 m²以下は 1 灯)

アーケード…24 灯分(割り切れない場合は 1 の位を四捨五入 例:23.5 灯→24 灯) **合計:街路灯 59 灯分**

3. 添付書類

- (1) 誓約書
- (2) 補助対象施設の概要がわかる資料
- (3) 電力会社の領収済証明書（令和5年9、10、11月の3ヶ月分）
- (4) 構成員名簿 ※今年度、商業流通課に提出済みの団体は不要
- (5) 補助金振込先金融機関の通帳等の写し
※表面及び1枚目（支店名、口座名義、口座番号等の確認できるもの）